平成２７年（フ）第１５４６号
東京都東久留米市滝山７丁目17―24―302
債務者　石川　　毅
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５４７号
東京都練馬区平和台３丁目20―14　平和台コーポ第１―103
債務者　中田　四郎
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５４８号
東京都練馬区平和台３丁目20―14　平和台コーポ第１―103
債務者　中田　君江
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５５２号
東京都大田区北糀谷２丁目12―10―201
債務者　吉川　　真
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５５５号
東京都大田区西蒲田８丁目12―８　第一高野荘205
債務者　田中　　昇
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５５７号
神奈川県横浜市西区浅間町３丁目166―８―102
債務者　北洞　裕一
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５５８号
東京都江東区猿江１丁目23―６　第２金子ビル203
債務者　宮川　知美
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５６０号
神奈川県川崎市高津区溝口６丁目６―26―305
債務者　秦　　祥子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５６１号
東京都八王子市南大沢１丁目21―１
債務者　越智満由美（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５６２号
東京都足立区西新井栄町３丁目17―11―306
債務者　児嶋　早紀
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５６６号
東京都新宿区戸山２丁目33―222
債務者　清水　秀喜
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５６８号
東京都港区高輪３丁目６－１―101
債務者　渡部　直也
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５６９号
東京都江東区扇橋３丁目14―２―303
債務者　石原　優和
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５７０号
東京都練馬区大泉学園町３丁目４―38―101
債務者　宮川つばさ（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５７５号
東京都練馬区大泉町２丁目56―７
債務者　伊東　淳子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部